



埼玉県報

第 2 4 7 6 号
平成 2 5 年 3 月 1 9 日
火 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則\(就業支援課\)](#)
- [埼玉県立高等技術専門学校規則の一部を改正する規則\(産業人材育成課\)](#)
- [埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則\(産業人材育成課\)](#)
- [職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [県税の収納事務に係る告示\(税務課\)](#)
- [特定非営利活動法人の仮認定に係る公示\(共助社会づくり課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大里用水土地改良区の役員退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [家畜伝染病予防法第5条に基づく検査の実施\(畜産安全課\)](#)
- [県営土地改良事業上里西部地区\(区画整理事業\)の換地処分\(農村整備課\)](#)
- [新江川土地改良区の土地改良事業計画及び定款の変更認可申請の適否決定並びに変更後の土地改良事業\(維持管理事業\)計画書及び定款の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [越谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [入間都市計画緑地事業の事業計画の変更認可\(公園スタジアム課\)](#)
- [川越都市計画公園事業の事業計画の変更認可\(公園スタジアム課\)](#)
- [鴻巣都市計画公園事業の事業計画の認可\(公園スタジアム課\)](#)
- [鴻巣都市計画公園事業の事業計画の認可\(公園スタジアム課\)](#)
- [聴聞の実施\(建築安全課\)](#)
- [埼玉県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示\(建築安全課\)](#)
- [現場写真作成装置用プリントパックの購入に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [県道吉場安行東京線の区域変更\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道吉場安行東京線の供用開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道金明町鳩ヶ谷線の区域変更\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道金明町鳩ヶ谷線の供用開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道川越坂戸毛呂山線の供用開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

規 則

埼玉県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四号

埼玉県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

埼玉県職場適応訓練委託規則（平成二十四年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「公共職業訓練」の下に「及び求職者支援訓練」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第五号

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等技術専門校規則（昭和六十一年埼玉県規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表埼玉県立中央高等技術専門校の項中

テム科	五十人	二年
ン科	五十人	二年

を「機械制御システム科 五十人 二年」

機械制御システム
建築デザイン

に改める。

別表第一第二号の表埼玉県立熊谷高等技術専門校秩父分校の項中「電気工事科」を「電気設備管理科」に改める。

別表第二第一号の表建築デザイン科の項を削る。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一第二号の表の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

規則

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六号

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

埼玉県訓練手当支給規則（昭和四十一年埼玉県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「」の指示により「を」の指示により、「」に、「を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者及び公共職業安定所長の指示により」を「若しくは職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第一項の規定による認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）又は」に改める。

第四条第一項中「公共職業訓練」の下に「若しくは求職者支援訓練」を加える。
第十条の見出し中「受給資格」を「受給資格」に改め、同条第一項中「支給」を「受給資格の認定」に改め、「訓練手当受給資格認定申請書」の下に「公共職業訓練又は職場適応訓練を受ける者にあつては」を加え、「經由し、」を「經由して知事に、求職者支援訓練を受ける者にあつては」に改め、同条第三項中「当該職業訓練を行う施設の長を経由して、」を「公共職業訓練又は職場適応訓練を受ける者にあつては当該職業訓練を行う施設の長を経由してその旨を知事に、求職者支援訓練を受ける者にあつては」に改める。

第十一条中「訓練手当支給申請書」の下に「公共職業訓練又は職場適応訓練を受けている者にあつては」を加え、「知事に」を「知事に、求職者支援訓練を受けている者にあつては知事に」に改める。

様式第一号（一）中「訓練手当受給資格認定申請書」を「訓練手当受給資格認定申請書（公共職業訓練・職場適応訓練用）」と、「支給を」を「受給資格の認定を」に改め、同様式の（注意）中「下さい」を「ください」に改める。

様式第一号（二）中「訓練手当受給資格認定申請書」を「訓練手当受給資格認定申請書（公共職業訓練・職場適応訓練用）」と、「支給」を「受給資格の認定」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

様式第1号(3)(第10条関係)

訓練手当受給資格認定申請書(求職者支援訓練用)							
年 月 日							
(宛先) 埼玉県知事							
申請者 氏名 印							
訓練手当の受給資格の認定を受けたいので下記により申請します。							
(ふりがな) 氏 名				生年月日	年 月 日(満 才)		
住所又は居所		()方					
家族の状況	氏 名	申請者との続柄	扶養の有無	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所		
			有・無	同居・別居			
			有・無	同居・別居			
			有・無	同居・別居			
			有・無	同居・別居			
寄宿の事実		有・無	寄宿の開始年月日		年 月 日		
寄宿前の住所又は居所		()方					
通所の開始年月日		年 月 日					
順路	通所方法	区 間		距離(概算)	所要時間(概算)	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額
1		住居から(経由) まで		キロメートル	時間 分		円
2		から() まで		キロメートル	時間 分		円
3		から() まで		キロメートル	時間 分		円
4		から() まで		キロメートル	時間 分		円
5		から() まで		キロメートル	時間 分		円
他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等		総通所距離(概算)				キロメートル	
		総所要時間(概算)				時間 分	
		平均1箇月の運賃等の負担額				円	
通所経路略図(経路朱線)				(記入上の注意)			
				1 通常行っている通所のみを記入し、例外的な方法等は記入しないでください。 2 「通所方法」欄には、通所の順路に従い、徒歩・自転車・JR 線等の別を記入してください。 3 「乗車券等の種類」欄には、1箇月定期、10枚つづり回数券、優待乗車券等の別を記入してください。 4 「左欄の乗車券等の額」欄には、1箇月定期、10枚つづり回数券、優待乗車券等に応ずる額を記入してください。 5 「備考」欄には、往路と復路が異なる場合の理由等、その他の特記事項がある場合に記入してください。			

申請者の記入する欄

県の記入欄	申請する手当の種類	基本手当 (級 地)	技能習得手当 受講手当・通所手当		寄宿手当 (有 ・ 無)	
	訓練期間	自 年 月 日 至 年 月 日				
	訓練科又は訓練職種					
	訓練受講指示の根拠	雇用対策法施行規則第2条第2項		その他		
	雇用保険基本手当等受給資格の有無	(有 ・ 無)				
	種類	イ雇用保険基本手当	ロ日雇用労働求職者給付金	ハ船員失業保険金	ニ国家公務員等失業者退職手当	ホイ～ニに相当する地方公共団体が支給する給付
	受給の有無					
	金額					
	受給期間					
	通所手当の確認					
該当 交通機関等利用 自動車等利用 非該当 理由：		算出の基礎となる 交通機関等 交通機関 の名称	利用区間	定期券・回数券 その他の別	1箇月の運賃等 の額	
		1			円	
		2			円	
		3			円	
		4			円	
		5			円	
		1箇月の運賃等の額の総額			円	

(注意) 1 欄には、必要な事項を記入し、又は該当する箇所に 印を付してください。

2 家族の状況については、市町村長が発行する証明書の提出を求められます。

3 欄は、記入しないでください。

様式第三号中「訓練士近女給母證書」を「訓練士近女給母證書（公共職業訓練・
職業訓練士給母證書）」に改め、同様式を様式第三号（一）とし、同様式の次に次の
様式を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県訓練手当支給規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則一三 四五

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三 一八）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「四週間後」を「八週間後」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二百五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年三月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハナミズキ介護サービス

三 代表者の氏名

高橋 光江

四 主たる事務所の所在地

埼玉県草加市青柳六丁目三十二番地二十二号

五 定款に記載された目的

この法人は、草加市を中心とした近隣地域の高齢者に対し、個人の尊厳を大切にしながら認知症ケアの事業を通して毎日の楽しみと生き甲斐を提供します。そして、「ご家族の方々には、介護の心配なく安心して就労していただくことにより、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造し、福祉の増進に寄与することを目的としています。

告 示

埼玉県告示第二百六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年三月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人希望

三 代表者の氏名

荒井 てる子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市大沼二丁目五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障害児とその家族等に対して、個別プログラムに添った日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を提供し、より充実した社会生活を営む為の生活支援に関する事業を行い、誰もが豊に暮らせる地域社会を創造することで社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第三百七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に、同表の中欄に掲げる収納事務を、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十五年三月十九日

埼玉県知事 上田清司

受託者の住所、名称及び 代表者氏名	委託内容	委託期間
東京都渋谷区代々木二丁目二番一号 株式会社アイヴィジット 代表取締役 澄川 雅弘	埼玉県さいたま県税事務所、埼玉県川口県税事務所、埼玉県朝霞県税事務所、埼玉県春日部県税事務所及び埼玉県越谷県税事務所において行う県税に係る徴収金の収納事務	平成二十五年三月一日から平成二十七年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第三百八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十九条の規定により、次の特定非営利活動法人を仮認定したので、同法第六十二条において準用する第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人市民シアター・エフ

二 代表者の氏名

竹 石 研 二

三 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市深谷町九番一二号

四 当該仮認定の有効期間

平成二十五年三月十五日から平成二十八年三月十四日まで

告 示

埼玉県告示第三百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS川越

埼玉県川越市新宿町一丁目十七番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ピーアンドディコンサルティング 代表取締役 溝口隆朗

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

埼玉県川越市脇田本町一番地五

株式会社ノジマ 代表取締役 野島廣司

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目三番地三 外未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年十一月三十日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

六千九百五十五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二八〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一八〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 四六三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 七一立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十一時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十五年三月八日

二 縦覧期間

平成二十五年三月十九日から平成二十五年七月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年三月十九日から平成二十五年七月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠ホームズ三郷中央店

埼玉県三郷市三郷中央地区九十五 二街区四、五画地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）島忠ホームズ三郷中央店

（変更後）島忠ホームズ三郷中央店

八 変更年月日

平成二十四年十一月二十九日

二 届出年月日

平成二十五年三月十一日

二 縦覧期間

平成二十五年三月十九日から平成二十五年七月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年三月十九日から平成二十五年七月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）島忠ホームズ草加西店

埼玉県草加市遊馬町字中沼四十一 一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地 外未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年十一月十二日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二万四千百八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一一三三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 六四三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一九〇立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前七時から午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十五年三月十一日

二 縦覧期間

平成二十五年三月十九日から平成二十五年七月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年三月十九日から平成二十五年七月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第三百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大里用水利地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年三月十九日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	小林 晃	埼玉県熊谷市中奈良二千十番地一
同	三澤 茂夫	同 箱田七丁目二番八号
同	田中 登	同 久保島三百一番地

告 示

埼玉県告示第三百十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

平成二十五年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 実施の目的

イ 牛のブルセラ病、結核病、ヨーネ病及び伝達性海綿状脳症、馬の馬伝染性貧血及び馬パラチフス、蜜蜂の腐蛆^モ病並びに豚のオースキー病の発生の予防
ロ 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の予察

ハ 家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生の予察

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

イ 一のイに係る検査

(1) ブルセラ病、結核病及びヨーネ病

県内で飼育している牛のうち家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認められたもの

(2) 伝達性海綿状脳症

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認められたもの

(3) 馬伝染性貧血

県内で飼育している馬のうち省令第九条第二項第五号から第九号までに掲げる馬でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認められたもの

(4) 馬パラチフス

県内で飼育している馬でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認められたもの

(5) 腐蛆^そ病

県内で飼育している蜜蜂でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めたもの

(6) オーエスキー病

県内で飼育している豚でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めたもの

ロ 一の口に係る検査

県内で飼育している牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めたもの

ハ 一のハに係る検査

県内で飼育している家きんでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めたもの

四 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

五 検査の方法

イ ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症及び馬伝染性貧血

省令別表第一に定める方法

ロ 馬パラチフス

- (1) 凝集反応検査
- (2) その他の検査

ハ 腐蛆^そ病

- (1) 肉眼的検査
- (2) その他の検査

ニ オーエスキー病

- (1) エライザ法による検査
- (2) ラテックス凝集反応検査
- (3) その他の検査

ホ アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱

- (1) 中和試験検査
- (2) その他の検査

ヘ 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

- (1) ウイルス分離検査

(2) 血清抗体検査

(3) その他の検査

六 その他

実施の細部については、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の指示による。

告 示

埼玉県告示第三百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十五年三月十五日に県営土地改良事業上里西部地区（区画整理事業）の換地処分をした。

平成二十五年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、行田市新江川土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画及び定款の変更認可申請を平成二十五年三月十五日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十五年三月二十一日から

平成二十五年四月十八日まで

二 縦覧場所

行田市役所

告 示

埼玉県告示第三百十六号

吉川市から越谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十八年埼玉県告示第六百四十四号で告示した入間都市計画緑地事業（入間市施行）の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十八年四月四日から平成三十年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十一年埼玉県告示第三百九十八号で告示した川越都市計画公園事業（川越市施行）の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成二十一年三月十七日から平成三十年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

大字鯨井字境堀及び烏田地内において事業地を変更し、大字鯨井字荒田地内を加える

ロ 使用の部分

埼玉県川越市大字鯨井字境堀及び字烏田地内を加える

告 示

埼玉県告示第三百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

鴻巣市

二 都市計画事業の種類及び名称

鴻巣都市計画公園事業

五・五・ 一号 上谷総合公園

三 事業施行期間

平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

なし

ロ 使用の部分

埼玉県鴻巣市上谷字砂場地内

告 示

埼玉県告示第三百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

鴻巣市

二 都市計画事業の種類及び名称

鴻巣都市計画公園事業

五・五・二号 川里中央公園

三 事業施行期間

平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県鴻巣市関新田字十一番並びに屈巢字網張地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第三百二十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十五年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十五年三月二十七日 午前十時	株式会社旭ホ ームズ	代表取締役 大崎 勝一	埼玉県戸田市新曾 百八十七番地二

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館 三〇一会議室

告 示

埼玉県告示第三百二十二号

埼玉県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県建築計画概要書等閲覧規程（昭和四十六年埼玉県告示第四百号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県熊谷建築安全センター内の項中「深谷市」を「行田市、加須市、羽生市、深谷市」に改め、同表埼玉県荒川左岸北部下水道事務所内の項を削る。

附 則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第百二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

現場写真作成装置用プリントパックの購入 予定数量4,500箱

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成26年3月31日(月)まで

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、入札者が見積もった単価に本県が示す予定数量を乗じた総価を入力すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2245

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年5月8日(水)午前10時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年5月7日(火)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年5月8日(水)午前10時50分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成25年5月8日(水)午前11時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった入札金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、落札金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成25年4月22日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年4月19日(金)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成25年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該契約の金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(1) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased Purchase of Photographic paper for picture making device
- (2) Time limit for the tender:By the electronic tendar system;By 10:50 a.m.,May 8, 2013 By mail;5:00p.m. May 7, 2013 In person;10:50 a.m. May 8, 2013
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone; 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 原 正 明

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 吉場安行東京線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>川口市大字安行原字久保二二七 七番一地从から 同市大字安行原字久保一九九七 番一地从先まで</p>		区 間
<p>二二・ 二三・</p>	<p>八・八 一九・二</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>二二・</p>		延長 (メートル)
<p>交差点整備事業によ る</p>		備 考

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 原 正 明

<p>路線名</p>	<p>吉場安行東京線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>川口市大字安行原字久保二一七七番一 地先から 同市大字安行原字久保一九九七番一 地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十五年三月十九日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十五年三月十九日付け、さいたま 県土整備事務所長告示第六号で区域変更 した区間の一部供用開始。延長二一 メートル</p>

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 原 正 明

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 金明町鳩ヶ谷線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
川口市大字安行原字久保二一六 一番六地先から 同市大字安行原字半縄二三七 番二地先まで		区 間
二二・ 二八・八	八・八 二二・	敷地の幅員 (メートル)
一 八・五		延長 (メートル)
交 差 点 整 備 事 業 に よ る		備 考

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 原 正 明

<p>路線名</p>	<p>金明町鳩ヶ谷線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>川口市大字安行原字久保二一六一番六地先から 同市大字安行原字半縄二三七番二地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十五年三月十九日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十五年三月十九日付け、さいたま県土整備事務所長告示第八号で区域変更した区間の一部供用開始。延長一八・五メートル</p>

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

<p>川越坂戸毛呂山線</p>	<p>路線名</p>
<p>毛呂山町大字川角字数馬前七〇二番一地从ら同町大字川角字西原二三番一地从まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年三月二十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十一年十二月二十五日付け埼玉県能県土整備事務所長告示第四十一号の道路予定区域の一部供用開始である。延長四三二・六メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年七月十日

指令川建セ第二四〇〇三六〇号

二 検査済証番号

平成二十五年三月十四日

川建セ第二四〇一二六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字石原八一一番九、八二番三、八一三番五の

一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市新宿町三丁目一七番地一三（ゲーディッシュ川越アルバートル
402号室）

内村 誠 内村 千明

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十一月十三日

指令川建セ第二四〇〇九五〇号

二 検査済証番号

平成二十五年三月十四日

川建セ第二四〇一二九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字上八ツ林字宮ヶ谷戸九二六番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県日高市大字上鹿山一一四番地二 Palサンアイ201

深谷 貴司

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十二月十一日

指令川建セ第二四〇一一四〇号

二 検査済証番号

平成二十五年三月十四日

川建セ第二四〇一三四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字下貉字向新田七五六番一、七五七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市大塚二丁目二五番地二三

小宮 雄一

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年七月十一日

指令川建セ第二四 二七 号

二 検査済証番号

平成二十五年三月十四日

川建セ第二四 一三二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字福田字馬場裡二一四一番六の一部、二二四一番一六の

一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字福田二一三二番地

有限会社谷津の里 代表取締役 石川 正明

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十月二十三日

指令川建セ第二四〇〇七四〇号

二 検査済証番号

平成二十五年三月十四日

川建セ第二四〇一二七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字平沼字新田前一八二番三、一八二番四、一八四番二、

一八六番二、一八五番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字久保田一四六五番地 サン ノブル201号室

小林 めぐみ

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十月十六日

指令川建セ第二四〇〇七九〇号

二 検査済証番号

平成二十五年三月十四日

川建セ第二四〇一三三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字下小見野字宮ノ町八五八番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市松山町二丁目四番四四号 カーサコモド202

竹間 智世

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年三月六日

指令越建セ第二四〇〇三九一号

二 検査済証番号

平成二十五年三月十四日

越建セ第六二一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西二丁目四番六、四番七の一部、四番十六、

四番十七（第一工区）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西二丁目四番七

相島 勝

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年三月六日

指令越建セ第二四〇〇三九一号

二 検査済証番号

平成二十五年三月十四日

越建セ第六二二一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西二丁目四番七の一部（第二工区）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西二丁目四番七

相島 勝